○農林水産省令第四十六号

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則
（農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動）	（新設）
第一条　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第五号の農林水産省令で定める事業活動は、次に掲げる事業活動その他の事業活動であって、農林漁業又は食品産業の事業者の事業の拡大、付加価値の向上又はこれらに要する費用の低減、農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進又は環境への負荷の低減その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に直接寄与すると認められる事業活動とする。	
一　農林漁業又は食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する技術の開発又は提供を行う事業活動	
二　農林水産物又は食品に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものを電気、熱その他のエネルギーに変換する事業活動	
三　農林漁業又は食品産業の体験を提供する事業活動	
四　持続性の高い農林漁業の生産方式の導入、食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の排出の抑制その他の持続可能な農林漁業又は食品産業の形態の確保に資する事業活動	
（新株予約権付社債に準ずる社債）	（新株予約権付社債に準ずる社債）
第二条　法第二条第二項第一号の農林水産省令で定める社債は、新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。	**第一条**　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項第一号の農林水産省令で定める社債は、新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てたものとする。
（農林水産物の範囲）	（新設）
第三条　法第二条第四項の農林水産省令で定めるものは、農林水産物を主な原料又は材料として製造し、又は加工したものであって、その形質が保持されているものとする。	
（事業計画の承認の申請）	（事業計画の承認の申請）
第四条　農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする株式会社（農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農林漁業法人等投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）は、法第三条第一項の規定により事業計画の承認を受けようとするときは、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第二条**　農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。以下「投資育成会社」という。）又は農業法人投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合（以下「投資育成組合」という。）は、法第三条第一項の規定により事業計画の承認を受けようとするときは、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
2　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該投資育成会社が、農林漁業法人等に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類	三　当該投資育成会社が、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業を行う者に対する投資又は融資の実績を有することを証する書類